

名古屋市告示第528号

生活保護法による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

令和 7年10月22日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 歯科

医 療 機 関 名	旧	平和歯科医院
	新	平和歯科こども矯正歯科
所 在 地	名古屋市中村区烏森町 2丁目12番地	
変 更 年 月 日	令和 7年 5月 1日	

2 訪問看護

医 療 機 関 名	ちくさ病院訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市千種区今池五丁目37番15号
	新	名古屋市千種区今池南 2番12号
変 更 年 月 日	令和 7年 4月 1日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課